



8 月に入り、いよいよ夏本番。花火を見に行かれる方も多いのではないのでしょうか。最近あまり聞かなくなりましたが、花火大会でよく耳にした「たーまやー」「かーぎやー」という掛け声。この由来はご存知でしょうか？「玉屋」「鍵屋」は江戸時代の花火屋の屋号で、隅田川花火大会の原型になったといわれる「両国川開き」の花火を担当していました。「玉屋」は「鍵屋」の 8 代目番頭が暖簾分けして立ち上げたそうですが、店からの出火が原因で大火事を起こしてしまいわずか 35 年で廃業。一方「鍵屋」は現在まで 15 代続いています。

～ iDeCo と届出手続等 ～

個人型確定拠出年金（iDeCo）が、平成 29 年 1 月から公務員や専業主婦等も利用できるようになりました。原則として 20 歳以上 60 歳未満の方なら誰でも加入が認められます。

iDeCo は、公的年金に上乗せされる私的年金の 1 つで、加入者が掛金を拠出・運用することで将来の給付額が決まる仕組みです。

この制度のメリットには以下のようなものがあります。

- ① **拠出時に掛金が全額所得控除される**
- ② **運用益は非課税**
- ③ **給付金を一時金として受け取る場合には退職所得控除
年金として受け取る場合には公的年金等控除が受けられる。**



上記の様にすばらしいメリットがありますが、注意すべき点もあります。

iDeCo は原則 60 歳まで解約できないため、途中で生活の経済状況等が変わったときや、転職したとき、国内に住所を有しなくなったとき等はその都度、所定の書類を金融機関に提出して掛金の拠出を調整する必要があります。

- ・掛金を増減させたい場合…「加入者掛金額変更届」を金融機関に提出する（年 1 回限り）
 - ・掛金の拠出を停止したい場合…「加入者資格喪失届」を金融機関に提出する（年間の回数制限なし）
- 手続の処理期間は掛金額の変更・停止ともに 1～2 か月程度を要するようです。

iDeCo に加入した会社員は、その掛金の振込を①**事業主振込**又は②**個人振込のいずれかから選択**することとなりますが、①**を選択した場合には、企業側は毎月の源泉徴収に係る事務を行う必要があります。**

毎月掛金の額を給与から天引きし、掛金の控除後の金額から給与等の源泉徴収税額を算出することとなります。

一方、②**を選択した場合**には、企業側の毎月の源泉徴収に係る事務はありません。ただし、**年末調整時に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が必要となるため、前もって従業員から同証明書を収集し、それに基づき年末調整の事務処理を行うこととなります。**

小規模企業共済等掛金払込証明書は、原則として**毎年 10 月に国民年金基金連合会から登録先の住所へ郵送されてきます。**ただし、初回の掛金の納付が 10 月以降となる場合には、同証明書の発行は翌年の 1 月となり、年末調整に間に合わないため、確定申告をしてもらうことになります。

【皇室の「三種の神器」贈与税も非課税に】

皆さんは「**三種の神器**」という言葉聞いたことがあるでしょうか。
天皇家に代々伝わる「八咫鏡」「八咫瓊勾玉」「草薙剣」の三つです。

天皇陛下の退位にかかる特例法が6月に可決成立し、**来年12月の退位に向けた道筋が固まりました**。その中に、**皇室の持つ「三種の神器」について贈与税を非課税にする**との規定が盛り込まれました。



所得税法9条には**税金のかからない所得の種類が列挙**されており、そのなかに「**皇室経済法の規定により受ける給付**」というものがあります。具体的には天皇家・皇太子家へ支払われる生活費である「内廷費」や様々な活動に使われる「宮廷費」が挙げられます。

逆に言えば、同規定で列挙されていない財産には皇室であろうと税金がかかるのです。

同様の特例は相続税法にもあり、**今上天皇は昭和天皇から遺産9億1千万円を相続し、約4億2800万円の相続税を納めたといわれています**が、その際にも皇室経済法で規定された財産には相続税がかかりませんでした。非課税財産は580件あったといわれ、その中には「三種の神器」もふくまれていました。

しかし、これまで天皇陛下の生前退位を想定していなかったため**贈与税に関しては上記のような規定はありませんでした**。

そこで今回贈与税に関しても同様の規定が盛り込まれることになりました。

☆CRSに基づく金融口座情報の自動的交換☆

CRS（共通報告基準）の導入によって、各国の非居住者が持つ金融口座情報が各国税務当局間で自動的に交換されます。つまり、**日本の居住者が海外に持つ銀行等の口座残高や収入金額等の情報が日本の税務当局に提供されることになるのです**。

平成29年分以後の口座情報が対象となるため、28年分以前の口座情報はこの制度では把握できません。しかし、CRSで「29年に海外口座を保有する者」が誰かはわかるため、ケースによっては、納税者本人に口座開設時期や過去の口座に係る収入状況等をヒアリングするなどして、海外口座に係る過去の申告漏れ等への対応も想定されています。

＊スタッフブログ＊

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
＜a href="http://ameblo.jp/yaraichotax/">http://ameblo.jp/yaraichotax/

今月のあなたの運勢

☆血液型編☆

A型	B型	O型	AB型
人前で意見を求められたり、発表したり、注目度が高まりそう。多くの人々が注目するので自分をアピールするにはベスト！	頭が冴え、仕事がかどるでしょう。普段なかなか会えない友達と連絡をとると、良い情報やアドバイスがもらえるかも。	何もかもうまく行かずにネガティブになってしまいそう。やるべき事を丁寧に忍耐強く続ける事が、幸せへの近道になります。	予定がなくなり、ブルーな気分。でも、やろうと思っていた事を始めるチャンス！有意義な時間を過ごせるよう意識して。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。